

福祉だより ② (児童扶養手当)

児童扶養手当

父母の離婚等により父と生活をともにできない児童の母、又は父が身体などに障害のある児童の母、あるいは母にかわってその児童を養育している人に対し、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される制度です。

児童扶養手当を受けられる人

父または母の死亡により支給される公的年金給付を受けていない場合で、次のような児童を養育している人が対象となります。

- (1) 父母が婚姻を解消した後、父と生計を同じくしていない児童
- (2) 父が死亡した児童
- (3) 父が重度の障害の状態にある児童
- (4) 父の生死が1年以上明らかでない児童
- (5) 婚姻によらないで生まれ、父の認知を受けていない児童

申請の手続き

いろいろな状況により申請書類が異なりますので、地域の担当母子福祉推進員が役場住民福祉課福祉係にご相談下さい。

母子福祉推進員は、次の方がたです。

氏名	電話番号	担当地域
高梨 春子	(85)0186	篠本一・二・三区
鈴木 良子	(85)1100	新井・宝米・二又
鈴木 重子	(85)0081	台・小川台・小田部・母子
飯島紀美子	(85)1174	芝崎・傍示戸・富下・虫生
大木 国	(85)0272	橋場・桑郷
鈴木登美枝	(84)0551	古屋・作間内・宮内
越川 恒子	(84)1583	入・谷中・西高野・篠原
椎名 トシ	(84)0419	木戸・五ノ神・長塚・辻
鈴木 米子	(84)0309	白磯・関
加瀬 くら	(84)1054	尾垂五・六区

手当の額

児童数	手当額
1人	34,000円
2人	39,000円
3人以上は、39,000円に1人につき2,000円を加算した額	

手当の支給月は、4・8・12月で、児童が18歳に達した月まで支給されます。

福祉豆辞典

家庭奉仕員

からだの不自由な人やおとしよりがいて、日常生活の世話が家庭で十分に行えない場合に、その家庭をほう問してそれらの人をお世話するのが家庭奉仕員です。

ホームヘルパーともよばれています。